

# 島根県スポーツリーダーバンク設置運営要綱

## (目的及び設置)

第1条 県民の体育・スポーツに対する関心の高まりとともに、増えつつあるより高度で科学的な指導の要請に対応するため、公益財団法人島根県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の加盟競技団体等の協力を得て、優秀なスポーツ指導者及びスポーツ医・科学等の専門家（以下「スポーツリーダー」という。）を派遣し、「県民皆スポーツ」を目標にスポーツの日常化と競技の普及を図ることを目的に、本協会に島根県スポーツリーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 リーダーバンクの業務は、スポーツリーダーの登録及び派遣とする。

## (登録)

第3条 スポーツリーダーの登録は次のとおりとする。

- (1) スポーツリーダーは、公益財団法人日本スポーツ協会又は中央競技団体から資格を認定された者のうちから本協会加盟競技団体が推薦した者、及び本協会が必要と認めた者を登録する。
- (2) スポーツリーダーの登録期間は2年間とする。

## (運営)

第4条 派遣については次のとおりとする。

- (1) 市町村体育・スポーツ協会及び市町村教育委員会並びに各種体育・スポーツ団体等からの要請に応じてスポーツリーダーを派遣する。
- (2) 競技力向上のスポーツ活動並びに指導者の養成及び資質向上のための研修会等事業、また各種スポーツの普及・振興のための事業に対し派遣する。
- (3) 長期にわたるスポーツ教室等の事業へは派遣しない。
- (4) 派遣に要する経費は、次により分担する。
  - ア 謝金は依頼者側が負担する。
  - イ 旅費はリーダーバンクが負担する。
- (5) スポーツリーダーのスポーツ傷害保険への加入については、リーダーバンクが経費を負担し加入する。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は昭和62年から施行する。

### 附 則

この要綱は平成9年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。